平成２５年（フ）第８４７号
神戸市須磨区関守町２丁目２番21号　サンヒルズ須磨104
債務者　佐渡友和美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０７号
兵庫県川西市見野２丁目５番８号、前住所大阪府豊能郡能勢町平野427番地の１
債務者　岡　　宝一
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
兵庫県明石市硯町１丁目７番35―305号
債務者　錢屋裕美子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
兵庫県篠山市住吉台７番地14
債務者　網島　徳子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
兵庫県篠山市貝田272番地、前住所京都府福知山市夜久野町今西中470番地
債務者　橋本　　修（旧姓四方）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
兵庫県丹波市山南町奥125番地13
債務者　奥田　鉄朗
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
兵庫県洲本市五色町都志32番地
債務者　小坂　真民
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第８５号
熊本県荒尾市宮内出目239番地１
債務者　永井　春男
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第８６号
熊本県荒尾市宮内出目239番地１
債務者　永井久美子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１２４号
福島市荒井字中町裏１番地の10荒井宿舎１号棟104号室、従前の住所福島市丸子字石名田25番地の１　リバティーコートM202
債務者　杉﨑　奈央（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２８号
福島市太平寺字町ノ内７番地の４　太平寺コーポＢ101、従前の住所茨城県小美玉市野田98番地29
債務者　橘内　久子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２９号
福島市松川町字中町２番地１　コーポラスカイン２階Ｃ号室、住民票上の住所福島県二本松市古家285番地３
債務者　佐藤　邦夫
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２９６号
さいたま市西区三橋６丁目578番地１　県営大宮三橋西団地１―405
債務者　中里　利恵（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４８号
埼玉県久喜市青毛１丁目４番地１　レーベンハイムＢ棟101号
債務者　田村由記子（旧姓君付）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０７号
さいたま市西区大字西遊馬2196番地１　さくら草の郷、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目２番３号
債務者　本城　波江
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２７号
埼玉県川口市桜町１丁目12番６号　ウインドーズ107、旧住所埼玉県川口市大字安行吉岡1299番地の６
債務者　近藤喜久治
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２９号
埼玉県白岡市高岩1944番地４
債務者　涌井　和美
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係